

見積参考資料

業務委託名 腐食環境下人孔点検調査業務委託（R8-1）

- 1 本見積参考資料は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、契約上の拘束力を生じるものではなく「設計図書」とはならない。

よって、目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

2 設計金額の表示単位

本業務の設計金額の表示単位は、以下のとおりとする。

項 目	数値処理	単位（円）
1. 単価表	1 円未満切り捨て	円止まり
2. 代価表	1 円未満切り捨て	円止まり
3. 直接作業費	—	円止まり
4. 共通仮設費率分	千円未満切り捨て	千円止まり
5. 共通仮設費	—	円止まり
6. 純作業費	—	円止まり
7. 現場管理費	千円未満切り捨て	千円止まり
8. 作業原価	—	円止まり
9. 一般管理費等	作業価格が万円単位になるように、 10, 000 円未満を端数調整	円止まり
10. 作業価格	—	万円止まり
11. 消費税相当額	—	円止まり
12. 設計金額	—	円止まり

3 積算条件

本業務は、下記の条件で積算を行っている。

- ① 資材単価適用年月 令和 8 年 8 月

「岡山市公共工事設計資材単価表」は、以下の方法で確認できます。

- a) 閲覧される場合

岡山市役所 本庁 2 階行政事務管理課情報公開室

- b) ホームページより閲覧

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004448.html>

上記ページの「岡山市公共工事設計資材単価について」に掲載しております。

4 積算歩掛基準について

- 1) 視覚調査工、報告書作成工について

- ・ 見積を採用している。
- ・ 第1号代価表 マンホール目視調査工について、日当たり作業量は6基/日を見込んでいる。
- ・ 第2号代価表 マンホール目視調査工について、日当たり作業量は5.5基/日を見込んでいる。
- ・ 第3号代価表 マンホール目視調査工について、日当たり作業量は5基/日を見込んでいる。

- ・第4号代価表 マンホール目視調査工について、日当たり作業量は4.5基/日を見込んでいる。
- ・第5号代価表 マンホール目視調査工について、日当たり作業量は3.5基/日を見込んでいる。
- ・第6号代価表 マンホール目視調査工について、日当たり作業量は3基/日を見込んでいる。
- ・第7号代価表 マンホール目視調査工について、日当たり作業量は2基/日を見込んでいる。
- ・第8号代価表 マンホール目視調査工について、日当たり作業量は2基/日を見込んでいる。
- ・第9号代価表 マンホール目視調査工について、日当たり作業量は2基/日を見込んでいる。
- ・第10号代価表 マンホール目視調査工について、日当たり作業量は2基/日を見込んでいる。
- ・第11号代価表 マンホール目視調査工について、日当たり作業量は2基/日を見込んでいる。
- ・第12号代価表 報告書作成（マンホール目視調査）について、日当たり作業量は14基/日を見込んでいる。

2) 仮設工について

- ・第13号代価表 マンホール換気工については、下水道管路管理積算資料-2023-（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）に基づき算定している。3号マンホール（φ1,500mm）以下、マンホール深6.0m以下のものを準用している。

3) 共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費等率について

- ・下水道管路管理積算資料-2023-（公益社団法人 日本下水道管路管理業協会）に基づき算定している。
- ・共通仮設費率、現場管理費率については以下の積算条件を適用している。

補正率の工種区分	視覚調査工の率分
作業地域区分	市街地（DID補正）

※共通仮設費率については、P.17の表1-4.3の値を用いている。

※共通仮設費率の補正については、補正係数の適用条件を上記表のとおりとし、表1-4.3で選定した共通仮設費率に補正係数を乗じて端数処理（小数第3位を四捨五入し、第2位）を行っている。

※現場管理費率については、P.22の表1-4.11の値を用いている。

※現場管理費率の補正については、補正係数の適用条件を上記表のとおりとし、表1-4.11で選定した現場管理費率に補正係数を乗じて端数処理（小数第3位を四捨五入し、第2位）を行っている。

- ・一般管理費等率については以下の積算条件を適用している。

前払金支出割合区分	補正なし
契約保証の方法	補正なし

※一般管理費率については、P.26の式1-3により算出している。

※一般管理費率の補正については、補正係数の適用条件を上記表のとおりとし、式1-3により算出した一般管理費率を端数処理（小数第3位を四捨五入し、第2位）した値に契約保証による補正率を加算している。

上記積算条件は、当該業務の許容価格算出のために使用した条件であり、入札の公平性並びに円滑化を図るため示したもので、入札者の判断基準等を拘束するものではない。よって、上記記載の条件は、入札者の判断基準と相違する場合であっても変更の対象としない。